

第8回下野市公共施設マネジメント検討委員会 会議録

日 時	平成28年12月22日(木) 15時00分～16時30分
場 所	下野市役所 304会議室
出席委員	三橋伸夫委員、五月女洪委員、高橋佳枝委員、九鬼真澄委員、中川賢一委員、渡辺欣宥委員、海老原正知委員、根本典夫委員、鈴木祐孝委員
欠席委員	有野一夫委員、梅山博行委員、滝澤芳夫委員
事務局	長総合政策部長、星野総合政策課長、野口主幹、伊澤主査 八千代エンジニアリング(株)
傍聴者	なし

○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 前回(第7回)会議録の確認について
 - (2) 下野市公共施設等総合管理計画(案)について
 - (3) パブリックコメント結果について
 - (4) その他
- 4 閉会

○開会

○委員長あいさつ

(三橋委員長) 第8回を数える下野市公共施設マネジメント検討委員会ということで、皆様とは2年間お付き合いをさせていただいた。おおよそパブリックコメントにかけられるまで内容が詰められたということで、長いような短いような気もしている。この公共施設等総合管理計画を改めて振り返って、計画期間が平成29年度から30年間と、自治体の策定する計画では異例に長い計画である。具体的な内容としては、各分野に関してこれから詳細な検討が始まると思うが、議論に際して常にこの計画を参照して確認していただく、こういう役割をもった計画だろうと思う。そのための基本的な考え方については、盛り込んでいるかと思う。あとは、担当課のそれぞれの局面でのリーダーシップにかかっているのかと思う。今日が最後ということだが、改めて全体を見渡して、気が付いた点があれば、今後の計画運用の参考にもなるので、腰を落ち着けて、再度ご検討いただければと思う。

○議事

(1) 前回(第7回)会議録の確認について

(事務局) 資料に沿って説明

(委員) 質疑なし

(2) 下野市公共施設等総合管理計画(案)について

(事務局) 資料1(下野市公共施設等総合管理計画(案)の修正箇所)について説明

(三橋委員長) 前回からの修正、あるいは前回ご指摘をいただいた事項に対して意見を願いたい。

(中川委員) 全体的に表の行間は、もう少し広くならないか。

(渡辺委員) 1ページの計画の目的だが、『利用者の安全・安心にも影響を及ぼす』で『ぼ』が抜けている。また、注釈1が他と比べてフォント数が違うのか、位置が少し上になっている。

(事務局) 数字に関しては、注釈の機能により自動で振られるものなので、この大きさになる。『及ぼす』の『ぼ』が抜けているということで、入れる方向で調整する。表の行間について、ページ数がずれない程度に見やすく調整する。

(根本委員) 6ページ、7ページのところで修正しない理由の説明があったが、もう一回説明していただきたい。前回の話で、1ページの計画の目的、『公共マネジメントの実施によって質と量の適正化を図り』となっているが、6、7ページの四角の枠内で、量の適正化のことについて触れていないのは整合性が取れていないのではないのか、という指摘をして賛同いただけたと思う。それを踏まえて、具体的な文言の訂正については委員長に一任ということだったが、修正がないというのは信じがたいので、もう一度、どういう理由なのか、どういう合理的な説明ができるのか教えていただきたい。

(事務局) 考え方として、量の適正化を図る際には、質、つまり提供サービスの検討が前提とならなければならず、3町合併だから減らしていくという進め方では市民の納得を得ることができないと考えている。

(根本委員) ということは、1ページ自体の考え方を否定するということか。1ページの量の適正化は、ここでうたっているけれど、そのこと自体が間違いであると。量の適正化はいらないというなら、こちらを修正した方がいいと思うが。

(事務局) 計画の目的のところの質と量というところで、根本委員がおっしゃる量というところは延べ床面積を指しているのか。

(根本委員) 逆に1ページの量について、みなさんはどう考えるのか。

(事務局) 6ページのところ、縮減目標としての経費の20%、これが量の部分にもなってくるので、見込んでいないわけではないと考えている。

(根本委員) 1ページの質と量というのは何の質、何の量なのか。

(事務局) 質については提供するサービスの質である。

(根本委員) 公共施設の質と公共施設の量ではないのか。1ページの計画の目的のところ、『下野公共施設等総合管理計画をこのような認識の下、効率的で効果的

なマネジメントの実施によって質と量の適正化を図り、安全・安心で持続可能な公共施設のサービスの充実にすることを目的としています』、こういう文章の中で質と量が何の質と量かということ、公共施設等の質と量ということではないのか。いずれにしても、20%削減を達成するためには、両方を削減しないと達成できないということなので、確実に量の削減はやってほしい。

(三橋委員長) 基本方針の囲みの中で、根本委員が指摘した削減について、こういう表現が馴染みにくいことはあると思う。

(根本委員) コストを20%削減することは、面積も20%位削減しないと実現できない。そういう大変な作業、市民の不便になるような施策を実施していくのに、そのことをオブラートに包んで計画を進めていくことになる。

(事務局) これについては、質と量は密接に関係する用語の使い方をしているが、質については、根本委員がおっしゃるような公共施設の質、というよりは公共施設から発生する提供サービスの質というような、もうちょっと絞った考え方を事務局としては持っている。それがまず前提とならなければいけないと念頭に置いている。3町が合併して、公共施設の数を減らしていきましようというだけでは、なかなか市民の同意を得られないのではないかとすることも併せて考えていたわけである。そこで、提供サービスの質、ということを第1の検討の材料とさせていただいた。その後、複合化、多機能化等の手法を用いて公共施設の総量の縮減を目指すという意味合いで考えた。そういうことでこういった書きぶりになっているので、ご理解いただけたらと思う。

(根本委員) 理解はしないが、この文章はこれでいい。

(三橋委員長) 公共施設の質と量、根本委員がおっしゃっているのは、量の一つの側面だと思う。例えば、同じ面積でも人の配置を変えれば当然サービスの質は落ちる可能性はあると思うけれど、経費削減にはつながると思う。私がさっき量の削減というのはわかりにくいと申し上げたのは、量というのは何かということである。色々な物差しがあって削減ということがあるかと思うが、それを具体的に書きこまないと基本方針にならないので、それであれば縮減目標20%というところにその辺が集約されると考える。

(根本委員) 20%削減対象というのは、公共施設の更新及び大規模修繕にかかる経費なので、人件費がこれの中には入っていない。これは議論しても仕方がないと思う。

(三橋委員長) では、1ページ目の計画の目的において、削減というのは、ここに入れ込んで違和感がかえって強いので、文章としてはこのままでよいと思う。

(鈴木委員) 65ページ、準用河川で1,350メートル、どうしてこうなっているのか。普通河川だったら市が管理するものではないと思うが。それと本計画に基づいて、これから30年間で20%削減と、とてつもない仕事であり、概要版、エッセンスを市民に知らせる必要があるのではないかとと思うが、その辺の考えはどうなのか。

(事務局) 河川についてだが、通常、河川は一級河川、二級河川とあるが、それについては河川法で規定されている河川で、それは県あるいは国が管理している。

その他の河川は、準用河川といって市町村が管理する河川法に準じて管理をする河川ということになっているので市が管理する。

(鈴木委員)

農業用水で重要だからということではないのか。

(事務局)

用水は用水で、河川ではない。

概要版については、現在調整中であり、概ね2月頃を予定として進めている。

(鈴木委員)

水道とか下水道は減らせない。そういうことになると、もっとしわ寄せする所があることになる。その辺りは今後やっていくことになると思うが、それを伝えていく必要がある。

(三橋委員長)

そういう意味でいくと広報がいいかと思う。

(根本委員)

具体的にわかりやすくという意味では前回つくっていただいた公共施設の地区年数の一覧、これで20%のところを線も引いてもらったが、40%はどこかという昭和56年竣工より前のところの累計になる。つまり旧建築基準法で作られた建物についてはその半分については更新しないと。そうすると床面積の20%が達成できると。そんなイメージができれば、これは市民にとってはわかりやすい。

(海老原委員)

一方で、時代に即して新しい施設を作らないといけない、そういう場面も出てくる。その辺りのバランス的なものが難しい。

(三橋委員長)

文章で書くのもいいが、漫画でわかりやすく問題提起をするという方法もある。結論はみんな考えなければいけないということ。

(海老原委員)

先程出たように、下水道や水道、学校、そういうものはなかなか減らすという方向では難しい部分があるのではないかと。下水道とか水道は当然、生活に密着したもので、これは減らすわけにはいかない。

(根本委員)

そちらについても、長寿命化を図ろうということである。長寿命化を図るためには、日頃の手入れをきちんとやる必要があり、日頃の手入れをするには経費を確保しなければいけない。その経費をどう確保するのかというのがこれから総合政策課の重要な仕事になる。

(事務局)

来年度以降、個別施設計画の方に展開していくが、その中で市民に、現在のままの規模で、現在の公共施設を維持していくのは極めて困難になってくるということを知りやすく伝えていきたい。三橋委員長から、漫画で登場人物が問題提起をするような方法もあるのではないか、そういうようなアイデアをいただいたので、それらも含めて検討して、来年度の事業につなげていきたいと考えている。アイデアがあれば参考にさせてもらいたい。

(中川委員)

具体的にこの管理計画を一般市民に知らせていくのは難しいと思う。市庁舎は建てたが、それ以外のものは縮減、あるいは取り壊しなさいとなれば、市民感情的にも相当難しいと思う。また、義務教育学校を進めていくということだが、そういったものが実際に動いていけば、統廃合なども進むと思う。

(3) パブリックコメント結果について

(事務局)

パブリックコメント結果について説明

11月1日から11月30日までの間パブリックコメントとして意見の募集をした。応募者数が2名。内容として3件ということになった。男女の内訳として、男性1名、女性1名。年代内訳として、50歳代が1名、70歳代が1名、ということになる。意見については適宜整理、集約をさせていただいて、パブコメの対象となる事項についてのみの考え方を公表するといった形で進めさせていただきたい。

(三橋委員長) ご意見の内容とそれに対しての市の考え方について、今後、ホームページで公表するということだが。

(根本委員) コミュニティセンターは一律ではなくて施設の性格に応じて、という意見については全面的に賛成だといってもいいと思う。もう少し、意見を踏まえてやっていきたいということにはできないか。現在の市の考え方だと拒絶しておいて、でも意見を踏まえてやる、というニュアンスに聞こえる。意見の内容については検討委員会でも出たところであり、具体的な個別計画策定にあたってはご意見を踏まえて策定していきたい、検討委員会で同じ意見が出ていたということは、言っているのではないかと思う。

(三橋委員長) 細分化することは確かに想定していないが、意見は細分化してほしいということではなく、2つくらいに分けてということだと思う。

(渡辺委員) 今後の検討の中では2つの類型に分かれると思う。

(事務局) ご指摘の通り、個別施設計画では、例えば大型、中型、小型と類型別にして策定することになっていくと考えているので、今のご意見を踏まえて、修正をさせていただきたいと思う。事務局で委員長と調整するので、一任させていただきたい。

(4) その他

(三橋委員長) その他についてお願いしたい。

(事務局) 本日の会議録については後日郵送する。その時に先程のパブリックコメントの件について、委員長と調整の上郵送したい。今回は最後の検討委員会なので、皆様からいただいた修正事項を反映し、委員長に確認いただき、今回の議事録署名人となられた委員には署名をいただきたい。

(根本委員) 要望として、できあがった個別施設計画については、検討委員にも送っていただくか、ホームページに掲載しているという連絡をしていただくとか、その後どうなったのか、見させていただきたいと思う。

(高橋委員) 以前も話したと思うが、受益者負担の部分で、今年度公民館の利用料を上げている。それで公民館の利用者としては、利用者負担が上がっているから、古い施設に関して、こういう所を修繕して欲しいとか、そういうことが当然出てくる。マネジメントの方向性はわかるが、やはり今言ったようにマイナスなイメージだけではなく、質と量のうち、質の部分のPRがうまくいかないという方向に進まない、ということをすごく感じている。負担を何年か後に見直して、さらに負担を増やすということでは難しいと思う。施設に見合っ

た感じの負担じゃないと、もっとこうしてほしい、という意見が出てくると思う。

(中川委員) 今回の関連だが、パブコメの2番目のところ、公民館で将来的な利用状況と使用料収入の動向を踏まえて施設使用料の適正化などにより、維持管理・運営の効率化を図るとあるが、実際、施設使用料も数年毎に見直ししようとなっているので、具体的に書いてしまっていないかと思う。今の話のように、利用料をあげると、違う形で返ってきて、修繕の費用がかかってくる。

(事務局) 2番目のパブコメについても、修正案を作成して委員長と協議する。

(渡辺委員) 今の話で受益者負担のところ、建物維持管理の経費も必要だが、それを運営するスタッフ、運営の収支ということになってくると思う。市の直営にしておくのではなく、指定管理とかそういうものをどんどん取り入れていかないと。例として、公民館の館長とコミュニティセンターのセンター長とこの給料の差だけでも全然違う。コミュニティセンター長は報酬が60万円である。公民館の館長の報酬は多分とんでもない金額になっていると思う。それで、私どもは市の方から指定管理料として年間400万円もらっているが、多分この分が公民館の館長や、スタッフの人件費よりも少ないと思う。それでもできるということも考えていただかないと。経費の削減には色々な方法があるということ、市の方でもう少し見ていただきたい。

(海老原委員) 公民館の場合、社会教育法に基づいて設置している。市民の教養文化を高めるということで講座等を実施していて、それが市民サービスにつながっているわけで、それを全てお金で決めつけられると利用している人は反感を持つ。

(中川委員) どういうふうに捉えるかである。前例踏襲でずっとやっていく館長と民間が入って新たに違うこともやる、どっちがいいのかということで、人による。

(根本委員) 大規模コミュニティセンターとの境目がなくなっている。

(海老原委員) 根本的な法律が変わっていかないとそれは難しいと思う。

(渡辺委員) 公民館は文部科学省、コミュニティセンターは総務省、この違いがある。ただ、これから先そんなことも言っていられなくなる。こういうことを検討する段階に入ってきたら。

(根本委員) できない理由として国を持ち出すのは、やりたくないから言っているだけであって、市や町の職員がやりたいと思えば国の法律の解釈なんてどうにでもなる。できない理由をみつけるのは熱心にやるが、やるために頭を働かせることには消極的。

(五月女委員) 公民館の場合には、指定管理を受ける団体があるかどうか。例えば図書館の場合には本の購入と言う一つのメリットがある。ところが公民館の場合そういったメリットがあるところがない。ということは、もし指定管理という方法をとる場合は各自治会にお願いをして、指定管理という形をとっていく方法しかない。利益を生まないから。しかも、社会教育の分野としての公民館の設置なので、それを指定管理にするとしたら、自治会協議会等を作ってやっていく方法しかないと思う。利益追求は公民館では有り得ないので。例え

ば文化センターみたいに大きな施設だと利益追求で色々やる方法はあるけれども、現在の市の公民館は非常に小規模なので、利益を追求するためには非常に運営が難しいということで、そこのところを踏まえていかないと。

(渡辺委員) 公民館との違いで、コミュニティセンターだと飲食をすることも可能であるが、公民館は駄目である。そういった色々な規定があるが、それが国の縛りなのか行政の縛りなのかわからないけれども、どんどん取り払ってやってほしい。それと今後は、いかにNPOを育てるかである。

(五月女委員) 公民館で飲食はできないというが、公民館には必ず調理室を設置しなければならない。そうすると調理室を設置するという事はそれを食べてもいいということになる。

(海老原委員) 色々な料理教室を開催したり、一般の人にも貸し出しをしている。そこはコミュニティセンターとは違う。

(三橋委員長) この辺で閉会にしたいと思う。

(事務局) 今回の第8回の会議をもって、下野市公共施設マネジメント検討委員会は終了となる。

○閉会

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員